

自然再生推進会議の設置について

平成 15 年 10 月 16 日

改正 平成 26 年 10 月 29 日

改正 令和 元年 11 月 28 日

環境省
農林水産省
国土交通省
文部科学省

1 目的

自然再生推進法（平成14年法律第148号。）第17条第1項に基づき、関係行政機関が、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、自然再生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 組織

（1）会議は、次に掲げる者をもって構成する。

環境省自然環境局長
農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官
農林水産省農村振興局長
農林水産省林野庁次長
農林水産省水産庁次長
国土交通省総合政策局長
国土交通省都市局長
国土交通省水管理・国土保全局長
国土交通省港湾局長
文部科学省総合教育政策局長

（2）会議に議長を置く。議長は構成員の互選によって定める。

（3）会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、その意見を聴くことができる。

3 幹事会

（1）会議を補佐するため、会議に幹事会を置く。

（2）幹事会の構成員は、会議の構成員がそれぞれ指定した官職にある者とする。
（別紙）

4 庶務

会議の庶務は、会議の議長を務める構成員の幹事において処理する。

5 雑則

前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

〔幹事会の構成員〕

環境省自然環境局自然環境計画課長
農林水産省大臣官房環境政策室長
農林水産省農村振興局整備部農地資源課長
農林水産省林野庁森林整備部計画課長
農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課長
国土交通省総合政策局環境政策課長
国土交通省都市局公園緑地・景観課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
国土交通省港湾局海洋・環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長